

休日の往診に対する評価の充実

骨子【I-4 (4)】

第1 基本的な考え方

在宅医療において、より充実した診療を行っている保険医療機関を評価する観点から、休日の往診に対する評価を新設する。

第2 具体的な内容

往診料について、緊急に行うものや夜間・深夜に行うものだけでなく、休日に実施した場合についても加算として評価を行う。

現 行	改定案
<p>【往診料（加算）】</p> <p>イ 機能強化型の在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の保険医が実施した場合</p> <p>(1) 病床を有する場合</p> <p>① 緊急に行う往診 850点</p> <p>② 夜間（深夜を除く。）の往診 1,700点</p> <p>③ 深夜の往診 2,700点</p> <p>(2) 病床を有しない場合</p> <p>① 緊急に行う往診 750点</p> <p>② 夜間（深夜を除く。）の往診 1,500点</p> <p>③ 深夜の往診 2,500点</p> <p>ロ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（イに規定するものを除く。）の保険医が実施した場合</p>	<p>【往診料（加算）】</p> <p>イ 機能強化型の在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院の保険医が実施した場合</p> <p>(1) 病床を有する場合</p> <p>① 緊急に行う往診 850点</p> <p>② 夜間・休日（深夜を除く。）の往診 1,700点</p> <p>③ 深夜の往診 2,700点</p> <p>(2) 病床を有しない場合</p> <p>① 緊急に行う往診 750点</p> <p>② 夜間・休日（深夜を除く。）の往診 1,500点</p> <p>③ 深夜の往診 2,500点</p> <p>ロ 在宅療養支援診療所又は在宅療養支援病院（イに規定するものを除く。）の保険医が実施した場合</p>

(1) 緊急に行う往診	650点	(1) 緊急に行う往診	650点
(2) 夜間（深夜を除く。）の往診	1,300点	(2) 夜間・休日（深夜を除く。）の往診	1,300点
(3) 深夜の往診	2,300点	(3) 深夜の往診	2,300点
ハイからロまでに掲げるもの以外の保険医療機関の保険医が実施した場合		ハイからロまでに掲げるもの以外の保険医療機関の保険医が実施した場合	
(1) 緊急に行う往診	325点	(1) 緊急に行う往診	325点
(2) 夜間（深夜を除く。）の往診	650点	(2) 夜間・休日（深夜を除く。）の往診	650点
(3) 深夜の往診	1,300点	(3) 深夜の往診	1,300点